

会長	局長	係員

令和7年第11回 小坂町農業委員会会議録

令和7年11月5日（水）14時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（6人）は次のとおりである。

2番 中村修太郎	5番 木村功	6番 宮館秀樹
7番 奈良延浩	8番 本田立子	10番 亀田静子

2. 欠席委員（4人）は次のとおりである。

1番 安保清栄	3番 阿部龍平	4番 小館康弘
9番 中村仁		

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	岩澤秀一
事務局長補佐	中村長裕
事務局	田中晃大

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局	田中晃大
-----	------

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

5番 木村功	6番 宮館秀樹
--------	---------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第1 報告 第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	
第21号 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進に向けた地区別研修会について	
第22号 令和7年度秋田県農業委員会大会について	
日程第2 議案 第8号 非農地証明願いについて	
第9号 農地法第3条の規定による許可申請について	

（14：00）

議長（亀田） それでは、定刻になりましたので、これから令和7年第11回の総会を始めたいと思います。

総会の前に、先日の湯沢市で行われた農業委員会大会へ委員8名と事務局から2名参加しました。ご苦労様でした。日程が合わず残念ながら参加できなかった委員もありますので、詳細について、本日の議案の中で報告をしていただきたいと思います。

それでは、総会に入りたいと思います。出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局	現時点で6名出席です。
議長	<p>只今の出席者は6名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員を指名いたします。5番、木村功委員、6番、宮館秀樹委員の両名を指名いたします。</p> <p>(14:02)</p>
議長	<p>では、本日の議事に入ります。</p> <p>本日の議事日程は1ページのとおりとなります。</p> <p>日程第1、報告第20号について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第1、報告第20号を説明いたします。</p> <p>資料は2ページからとなります。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。</p> <p>今月は1件の届出がありました。</p> <p>農地の所在は田5筆、7,539m²と畠2筆、3,214m²です。4ページから届出の写しとなっており、農業委員会によるあっせんは不要となっております。相続があつた農地について、自作地と賃貸借権が設定されている農地があります。</p> <p>以上で日程第1、報告第20号の説明を終了します。</p>
議長	<p>ここで、暫時休憩します。</p> <p>(14:03)</p>
	<p>再開します。</p> <p>(14:05)</p>
議長	報告第20号について質問意見等ありますか。
各委員	なしの声あり。
議長	それでは、日程第1、報告第20号を終了します。
	(14:05)
議長	続いて、報告第21号について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>報告第21号を説明いたします。</p> <p>資料は11ページからとなります。</p> <p>10月1日に北秋田市で開催された農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進に向けた地区別研修会について報告します。</p> <p>この研修会には、事務局長と佐々木推進委員が出席しました。</p> <p>活動事例について、北秋田市と湯沢市から発表がありました。</p> <p>北秋田市の事例発表の中で、隣接した非協力的だった農家からも取り組みに关心が寄せられ、遊休農地の解消に要望がきているとのことがありました。</p> <p>また、湯沢市の活動では、手つかずの農地が景観も優れた栗林に変わったが、今後</p>

は収益を伴う活動につなげていくのが課題であると話していました。
以上で報告第21号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:06)

再開します。
(14:14)

報告第21号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第21号を終了します。
(14:14)

次に、報告第22号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第22号を説明いたします。
資料は45ページからとなります。
先日、湯沢市で行われた秋田県農業委員会大会についてです。
会議の冒頭、会長の挨拶でも触れられましたが、今年は当農業委員会から農業委員・推進委員合わせて8名と事務局職員2名の参加となりました。また、翌日は湯沢市内の農業法人「三閨ファーム」へ視察研修で伺い、意見交換を行ってきました。
以上で、報告第22号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:16)

再開します。
(14:25)

報告第22号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第22号を終了します。
(14:25)

次に日程第2、議案第8号について、事務局より説明を求めます。

事務局 説明の前に、この議案の資料が1部添付漏れしておりました。大変申し訳ございません。添付漏れとなった資料につきまして、本日、別刷りで1枚お手元に用意しておりますのでそちらも合わせて確認いただきたいと思います。
それでは、改めまして日程第2、議案第8号を説明いたします。

非農地証明願いについてであります。資料は48ページからとなります。場所は牛馬長根地区です。申請は1筆で、面積が747m²です。登記地目は畠となっておりますが、現況は本日別刷りで配布しましたとおり家が建っており宅地となっております。

当該地について、元々は25-3番地でしたが、昭和58年に分筆した25-7番地を農地転用し家を建てております。しかし、その後、分筆元の25-3番地の残りの畠に転用の申請を行わず平成2年、平成14年、平成21年に家を増築したり、小屋を建てたりしたようです。税務班では既に現況が宅地となっていることで宅地課税となっております。また、本来であれば農地への現状回復命令を出すべきかもしれません、コンクリートの基礎があつたりと農地に戻すことは不可能な状況であると判断できると思われます。

なお、この家を建てたり増築した家主の方は既に無くなっています。今回の申請はその息子さんから出てきております。

現地については、6番宮館委員から立ち会いをしていただき、確認をしております。以上で、日程第2、議案第8号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:28)

再開します。
(14:35)

議案第8号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、議案第8号について許可することで終了します。
(14:35)

次に、議案第9号について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第9号を説明いたします。
資料は59ページからになります。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請がありました。申請があったのは資料60ページのとおりで、貸し手が自治会で借り手が農業生産法人となります。4筆で合計40,232m²となります。登記簿上は原野ですが、当該地は草地として利用されていた過去があり、現在は畠として管理されています。

今回申請があった当該地について、以前は農地中間管理機構を通じての賃貸借でしたが今回は3条による申請で行いたいということでした。賃貸借について、別途両者間で契約を交わしており、契約期間は5年間となります。また、賃貸料金は1反歩あたり2,000円となります。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:37)

再開します。
(14:37)

議案第9号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第11回総会を終了します。ありがとうございました。
(14:38)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

署名 委員 小坂町農業委員会会長 亀田静子

署名 委員 木村 功

署名 委員 宮館秀樹